

三次市教育委員会会議議案第 7 号

中学校用タブレット端末（i P a d）購入（備品）に係る動産の買入
れの契約に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2
9 条の規定により，中学校用タブレット端末（i P a d）購入（備品）に係る動
産の買入の契約について，意見を求める。

令和 7 年 5 月 2 3 日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範